

新潟県条例第38号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県婦人保護施設条例の一部改正)

第1条 新潟県婦人保護施設条例(昭和39年新潟県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(業務) 第2条 あかしや寮は、前条に規定する収容保護のほか、 <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u> (平成13年法律第31号)第5条に規定する被害者の保護を行う。	(業務) 第2条 あかしや寮は、前条に規定する収容保護のほか、 <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u> (平成13年法律第31号)第5条に規定する被害者の保護を行う。

(新潟県女性福祉相談所条例の一部改正)

第2条 新潟県女性福祉相談所条例(平成14年新潟県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(業務) 第2条 相談所は、売春防止法第34条第2項に規定する婦人相談所の業務のほか、 <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u> (平成13年法律第31号)第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行う。	(業務) 第2条 相談所は、売春防止法第34条第2項に規定する婦人相談所の業務のほか、 <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u> (平成13年法律第31号)第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行う。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。